

一宮市議会傍聴規則の一部を改正する規則

一宮市議会傍聴規則（昭和 44 年一宮市議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「一般席」の次に「、身体障害者席」を加える。

第 4 条中「70 人」を「一般席 60 人、身体障害者席 11 人及び報道関係者席 5 人」に改める。

第 7 条第 1 号を削り、同条第 2 号を同条第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(2) 傍聴席から身を乗り出したり、又は物を議場に落下させるおそれのある行為をしないこと。

第 7 条第 3 号中「または」を「又は」に改め、同号を同条第 4 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(3) 携帯電話その他音の発生する情報通信機器の電源を切り、又は音が発生しないように設定すること。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。